

平成 22 年度大垣市地域福祉計画策定・評価委員会 会議結果

日 時：平成 22 年 11 月 10 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 10 分

場 所：市役所 3 階 合同委員会室

議 題： 1. 大垣市地域福祉計画の平成 21 年度事業実績について
2. 大垣市地域福祉計画の平成 22 年度事業計画について

出席者：委員 23 人

池永輝之（委員長）

村田 務（副委員長）、岡本敏美（副委員長）、國枝義見（副委員長）

山田武司、五十嵐和夫、戸田千鶴子、安田正幸、久世須磨子、山岡泰利、

姉崎義樹、加藤晨子、富田重幸、高橋和子、富田好洋、森 淳子、安田典子、

平野洋子、成瀬重雄、江森満壽子、田中美穂、西田松代、平田利男

欠席者：委員 1 人

和田育穂

事務局：8 人

（市） 富田啓泰（福祉部）、中山恵二（社会福祉課）、渡邊慎仁（高齢介護課）、
片岡博（子育て支援課）、説田誠（社会福祉課）、中島千景（社会福祉課）

（社協）早崎正人、細江誠樹

事務局
社会福祉課長

それでは定刻になりましたので、只今から平成 22 年度大垣市地域福祉計画策定・評価委員会を始めさせていただきます。

はじめに、池永委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長

皆さん、こんにちは。22 年度の地域福祉計画の策定委員会が開催されます。皆様方お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今日予定しておりますのは、21 年度事業実績、22 年度の事業計画についてでございます。21 年度の進捗状況等を伺いながら、また 22 年度の事業計画について是非、皆様方の忌憚のないご意見を賜って、より充実した内容豊かな地域福祉計画を練り上げて参りたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局
社会福祉課長

ありがとうございました。それでは大垣市地域福祉計画策定・評価委員会の設置要綱の規定に基づきまして、池永委員長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

委員長

かしこまりました。議事に入る前に本日の委員の出席状況について、皆様方にご報告いたします。

委員定数 24 名中、出席委員は 22 名です。和田委員がご欠席で、岡本委員が若干遅れるというお話を伺っておりますので、いずれおみえになると思います。そうしますと出席が 23 名となり、大垣市地域福祉計画策定・評価委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が過半数を満たしておりますので、本委員会は有効に成立している事をご報告申し上げます。

次に本日の委員会について、傍聴希望者の方はおられるでしょうか。

事務局
社会福祉課長

傍聴希望はありません。

委員長

次に、代表者の変更により、今回から新たに 3 名の方に委員として加わっていただいております。この場をお借りしてご報告いたします。時間の都合もございますので、お名前のご紹介のみとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大垣市PTA連合会 会長の 安田 正幸様

大垣市青年のつどい協議会 会長の 富田 好洋様

西濃保健所健康増進課 課長の 平野 洋子様

以上でございます。

- 議案第 1 号 「大垣市地域福祉計画の平成 21 年度事業実績について」
- 議案第 2 号 「大垣市地域福祉計画の平成 22 年度事業計画について」

委員長

それでは議事に入ります。

議案第1号「大垣市地域福祉計画の平成 21 年度事業実績について」、議案第 2 号「大垣市地域福祉計画の平成 22 年度事業計画について」、以上二つについてご審議をいただきます。それでは事務局から両議案について、一括してご説明をお願いします。

事務局
社会福祉課長

(説明)

社会福祉協議会
局長

(説明)

委員長

ありがとうございました。ただいまのお二方からの説明について、ご意見・ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

委員

委員長、3 つほど補足したいと思います。18 頁のNo.51、日常生活自立支援事業について事務局長から説明がありました。実際に今、大垣市社会福祉協議会がどれくらい関わり合っているかを報告したいと思います。日常生活の自立支援に関する 21 年度の相談件数が 2,320 件、契約件数が 46 件となっておりますが、実際認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方がどんどん増えています。これは今後とも増えていくだろうと思います。現在の契約数が 112 件ございます。対象者の内訳をもう一度申し上げますと、認知症高齢者が 65 人、知的障がい者が 16 人、精神障がい者が 18 人、その他が 13 人となっております。現在の大垣市社会福祉協議会では、大垣市と海津市のほかに、9 町 11 地区を 2 名の職員で担当していますので、これは大変なことです。先程、局長が申し上げたとおり、だいたい 1 人の専門員が支援できるのは 35 件が限度であります。ところがこれだけのケースを処理しようと思うと、2 人ではかなりのオーバーワークで、時間外で相当仕事をやっている。いわゆるオーバーワークであるというのが現状でございます。昨日、県の社協会議がありまして、この点を申し上げました。おそらく 1 名の増員にはなると思います。それで足りない分はすべて、市社協の方で持ち出しています。だいたい 4、5 万近く持ち出してやっています。

それからもう 1 点、1 頁のNo.3、「災害時要援護者台帳登録事業の実施」について。こ

これは毎回、市の連合自治会の会議で問題になるのですが、もう既に各地区社協を中心に「あんしん見守りネットワーク事業」でマップ作りがどんどん進んでいっている。これを見れば、何もこんな災害時要援護者台帳を市と印鑑を交わして、守秘義務を義務付けられて、終わったら返してくれと、借用書を入れると、こんなことはどうもならんと、これは全自治会長の要望でございました。ぜひとも、あんしん見守りネットワーク 1 本に絞っていただきたいと、これは連合自治会の要望でございますので、社会福祉課の方でよく検討していただきたい。どうも行政は一旦作ると廃止するのを嫌がる。だけどここは英断をもって、やはり大垣市で一番大事な団体は連合自治会ですからね。これの希望はかなえてほしい。

それからもう一つ、このページの一番下にある「愛の一声運動事業の推進」について。現在あんしん見守りネットワーク事業が、今各地域、福祉推進委員制度ができており、どんどん進んでいる。この制度ができる前の「愛の一声運動」の方々には、1人3,000円ずつ出ている。そのお金を、個人に渡さず、市の社協の方へ入れてもらって、あんしん見守りネットワーク事業の方で進めたらどうか。これもはっきり言うと大垣市の連合自治会の各会長の要望でございますので、大垣市を動かしているのは連合自治会ですよ。だからそのことはちゃんと受け止めていただきたい。特に高齢介護課の方には是非ともお願いしたいと思います。

この3点について補足と要望を出しておきます。改正していただきたい。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。委員の方から補足説明がございました。委員からの要望についてはまた後ほど議論したいと思います。それでは只今ご説明いただきました、両議案についてどうぞご質問、ご意見等承りたいと思います。

細部に渡りますので、もしこの点を、という場合には、ページ数等々をお教えいただきたいと思います。

皆さんいろいろ中を精査されておられると思います。

それでは委員の方からご質問がございました災害時要援護者台帳の問題と、あんしん見守りネットワークに周延できるのではないかと、そういうような2点のお話がありました。お答え願いますでしょうか。

事務局
社会福祉課長

災害時要援護者台帳登録事業と、あんしん見守りネットワークの一本化というお話でございますけれども、前からお聞きしており、前向きに検討はしていきたいと思っております。いろいろハードルがありますので、一つずつ課題解決していきたいと思っております。例えば今現在災害時要援護者3,000人弱の方が登録していただいております。その方たちの、あんしん見守りネットワークへの移行に関する同意の取り方とか、その方たちが、本当に援護が必要な方かどうかという判断ですね、うちは本人さんが手を上げて、是非ともこの登録をしたいという方につきましては、無条件と言いますか、ある程度の縛りはございますけれどもそのような方を登録していただいている状況です。その方たちがあんしん見守りのネットの中に入りました時に、それが本当に妥当かどうかという問題も出てくると思いますので、一つ一つ解決していきたいと思っております。

事務局
高齢介護課長

愛の一声運動とあんしん見守りネットワークの一本化ということでございますが、愛の一声運動については、現実には、一日一声必ずかけていただくということを徹底してやっておりますが、見守りネットワークの方でも、同じような形態で、果たしてできるかどうかということもございます。そういう内容を検討しながら研究していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員

誰が愛の一声をやっているのか、各自治会長は知らないからね。そういう現状なの

で、改正する時は改正していかないかん。各自治会長は誰か知らないですよ。行政で決めただけで。だから時代に即したように変えるところは変えていただきたいと、こういうふうに思いますね。以上です。

委員長

はい。愛の一声運動の協力者については、特にどなたがなっているかも具体的に分からないのではないかとのことですが。

事務局
高齢介護課長

今、愛の一声運動を実施させていただいておりますのは、ひとり暮らし高齢者の方で、市のほうに登録をされた方のみで、その方に誰が付くかということで、きちっと責任を持ってひと声をかけていただいているという状況です。その登録された方を「こういう方がありますよ」というふうに、全般的に皆さんにお知らせしている訳ではないので、ひょっとしたらご存知ない方があるかもしれません。その辺のところもふまえて、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員

はい、お願いします。

委員長

はい、これも先程局長さんのお話で、委員さんのお話と重なる訳ですけど、4 頁のNo. 14 の事業で、社会福祉課では「災害時要援護者台帳登録事業の実施」、社協では、「災害時要援護者情報の共有化の推進」をしている。それを一本化したらどうだということをお話いただいたと理解しております。そういう点では今後、社会福祉課長からは、それについてはもっと詰めた議論をしていきたいと、こういうお答えでよろしいですか。

是非、同様な事業があるのは、ある種無駄な部分がございますので、貴重な財源を有効に使うという点で言えば、同様な事業については共有化する、一本化するということがあつていいのではないかと考えますので、是非ご検討をお願いいたします。

事務局
福祉部長

今、ご意見をいただきまして、確かに一本化というのは非常に重要なことで、やっていく必要があるというふうに考えております。その中で一つ問題があります。要は自治会に加入していない方ですね。こういう方を、自治会長さんに責任をお願いするというのは、その辺のところは大きな問題もございますので、その辺も含めて一本化に向けて検討させていただくということで、よろしく願いいたします。

委員長

はい。自治会の中で難しい問題があるということで伺いました。是非ご検討をお願いいたします。ほかにございませんか。

委員

実は、明日は「いい日いい日の介護の日」ということで、これは厚生労働省肝いりで一昨年度から始まったことなのですが、残念ながら大垣市のホームページや社協のホームページにも一切そのことが書かれていないのですね。それでその趣旨は、従来介護事業者の介護にあたる人たちや、在宅での介護をされている方を、労い感謝し支援する、そして国民に介護、福祉というものを啓蒙する日ということで定められたはずなのですが、一切そういうことが触れられていない。これは私達事業者の責任でもあると思っておりますけれども、大垣市においても、そういった活動も一切ないということになっている。県単位では、県社協が、昨年情報工房で行われたシンポジウムを、岐阜駅前前のじゅうろくプラザで行うことになっております。先程、事務局長からお話いただいたように、大垣市の全体の事業者の会として、大垣市介護サービス事業者連絡会というのがありますので、やはり来年に関しては、こういったものも市と一緒に盛り上げるということをお考えいただければと思っておりました。

また、事務局長からの説明の中に、10 頁のNo.28 の「福祉学習サポーター養成講座」の廃止について、理由として学校からの福祉教育への協力依頼が減少傾向にあること

と、講座への参加者が激減したためというような残念な結果になっている。そして、その下の「福祉学習についての教員への実践研修およびマニュアルの作成」については、計画では、教員への実践研修として 91 名の参加となっているが、実際は福祉協力校連絡会 19 名ということでした。その前のページの 9 頁、福祉協力校は幼保園含めて 84 校あるということなので、84 校ある中の 19 名ということですので、これ自身がやはり学校とか先生方の姿勢、関心がひょっとして低いのかなあと、そういうふう感じられて仕方ありません。やはり若い人の福祉に向く目というのが非常に少なくなっているという観点から、こういった学校とか先生方の参加数が低いということが、非常に気になる、というふうに思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

委員がおっしゃった中で、9 頁の「福祉協力校に対する支援」について、各地区社協でもかなりやっています。私、北連合自治会の会長をやっており、北中・北小へは「活動してください」と、年間 2 万円ずつ補助金を出して、またその結果については、必ず報告がまいります。それで何らかの福祉に対する活動については、我々のやっているところに入ってきていただいて、一緒に小中学校とやっているもので、地域によって、また学校によっては福祉教育を相当やっているという実績でございます。私は相当期待しておりますので、そういうことでひとつよろしく願いいたします。

委員長

委員、よろしいですか。

委員

はい。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

委員

先程話題になりました災害時要援護者台帳の件で、いろいろと課題があるということで、参考までにお伺いしますが、市に登録されている方は 2,900 名ということで、徐々に増えていらっしゃるようです。また、社会福祉協議会の事務局長から、3 年に 1 回の改正、民生委員さんの協力を得て改正するというようなお話があったと思います。この質問をさせていただくのは、保健所の方で、難病患者の医療費の助成事業というのをやっているのですが、難病の方ですと中には、人工呼吸器をつけているような方もいらっしゃるということで、市町と連携しながら、そういう方たちがどういうふうに対応されていくのかということ、保健所として把握し、研究していかなければならないということが課題となっております。

社会福祉課では、登録者 2,900 名の方のうち、登録不要になった人とか、また新規登録とか、その辺の加除の方法をお伺いできたらと思います。人工呼吸器をつけていらっしゃる方というの、年々刻々と変わっていく可能性があるのも、一旦登録されてもどんどん増えていく可能性がありますし、また中には亡くられる方もあると思っています。それでその辺について参考にお伺いしたいと思います。

事務局
社会福祉課
説田係長

災害時要援護者台帳制度では、登録の対象者とさせていただいておりますのは、65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方、要介護認定を受けていらっしゃる方、さらに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その他例えば老々世帯など、ご高齢者お二人でお住まいになっており、災害時にご心配のある方などを対象に、登録制度をさせていただいており、平成 22 年 3 月 31 日現在で、約 2,900 人の登録者数を数えております。台帳登録者の更新については、当然、難病患者の方またいろいろな状態の方がいらっしゃると思うのですが、今の人工呼吸器をつけていらっしゃる

方、障がいの的に重度の方になるかと思うのですが、基本的に障がい者の方について言いますと、手帳の等級などで線を引いている訳ではございませんので、基本的にご本人様をご心配に思われる方について、もしお申込みがあればご登録いただいております。例えば障がい者の方ですと、転出されたり、残念ながらお亡くなりになられたりとか、そういった物理的な事情で加除させていただくというケースはございます。それで転出・死亡等、状態が変わった方につきましては、市内のそれぞれの所管課から情報をいただきまして、ほぼ毎月、1か月に1回という単位で情報の把握をしまして、登録者の方の台帳の更新をさせていただいているというのが実情でございます。

委員長

はい。ほかにいかがでしょうか。

委員

先程、社会福祉協議会の事務局長から言っていた日常生活自立支援事業の生活支援員として動いている者でございます。

私自身、20年来、福祉ボランティアとして活動して参りまして、何かお年寄りのお顔を見ると、自然に顔がニコツとしてしまうような、そういう活動が大好きでずっと続けて参りました。たまたまちょっとは役に立ったかなあと思うことがありました。この間、暑い盛りに生活支援員として伺ったお宅で、声をかけたのですが、何も返事がないのです。それで玄関を開けて入ったら、お弁当も食べた様子がなくて、中に入っていったら、ベッドの上で目線が合ったら「助けてほしい」という、そういうお顔で。部屋の中は結構おむつや何かで散らかっておりましたし、一瞬びっくりしたのですが、すぐ専門員の方にお電話しましたら、専門員から民生委員の方へ連絡がいき、民生委員さんがすぐに飛んで来てくださり「これは熱中症だ」ということで、救急車を呼んで市民病院へ無事送り届けていただき。この仕事、まだ浅いですけどやっていて良かったなあと。だけどもお年寄りのあの目線というのが、頭から離れません。それでこれから先も、本当に有難いって感謝して下さっている方もありますし、続けていけたらいいなあと思っているのも、社協や皆さんとの連携で、命が助かったということをご報告したくて、言わせていただきました。ありがとうございました。

委員長

はい。どうもありがとうございました。生活支援員をなさっていらっしゃる委員さんの、今年の夏の体験談でございました。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

委員

1頁のNo.3ですが、先程市の方がおっしゃられた「自治会への加入促進」のことなのですが、私の子どもも北中学校へ行っておりますので、地域の方々、自治会の方々の有難さをすごく日々感じるのですけれども、私は女性部長をやっているのも、町費を集めに行くと、同じ町内の若いご夫婦で子どもが産まれたばかりの人ですが、「どうして自治会に入らなくてはいけないのですか？」と言われてしまいました。そういった方は、どんなお願いをしても説得が難しく。資料に「チラシの配付など」という文章がございまして、これだけでは絶対に無理でございまして、何か良い方法で自治会に入っていただければと思うのですが。

例えばオーバーに言えばですが、とても営業トークが上手なプロの人を派遣して下さるとか。自治会の大切さというのが日々感じる場所なので、もうちょっと何か考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

これはいつも連自治会長さんもお苦勞されておられるのですね。連自治会長さんの地域では、アパートができて「一時的に仕事をするだけなので、自治会には入らない」という方がおられる。そういうご苦勞をいつも会長さんからお聞きしているのですけれども、委員も連自治会長として、そういうご経験がおありかと思いますが、その辺をどんな風に今、努力をされているのでしょうか。

副委員長

今どこでも、どなたでも世話をさせていただいている人は難儀をしておられると思います。我々連合自治会といたしましても、今、アパートの住民さんの問題が割と多くなりますので、やはりこれは行政が中に入って頂きたい。今、土地持ちの方は、税対策ということもあり、各会社の営業マンの勧めによってアパート経営をやられるのですが、その住人については、町内の名簿には全然あがってこないということがあります。この前も精神障がいの方が、よそのお家へ上がり込み、また軽い脳梗塞を起こされて水田の中で転がっていて、それを助けたのですが、結局一年足らずで亡くなったということがありました。その方も住民票がどこにあるのか全然分からなかった。また、平成6年頃だと思のですが、脳梗塞のご主人を奥さんが介護しておられたのですが、奥さんも介護疲れで目が悪くなり、緑内障になられ、介護が必要になった。その方の扶養義務のある息子さんがあったのですが、その方が突然死され、「火葬だけ何とかしたい。」ということで市役所に何度か依頼したが、住民票がないことには何とも仕方がない。調べていく中で、神戸町に住所があるということがようやく分かり、神戸町役場で火葬手続きを行った。このように、なかなか身元が分からない人をかかえ、いくら「自治会」と言いまして、その辺りは何とも分からないもので、アパートの管理会社や、その人を雇う事業主、人材派遣をする業者あたりに、もう少し徹底して行政が力を入れて、どうして行くべきかというのを、連携が取れるようにしてほしいと、たびたびお願いしておるのですけれども。そのような実情です。

委員長

はい、ありがとうございました。委員も自治会長をおつとめなので、非常にご苦勞がありがたと思いますが。

委員

委員さんは、どこの町内でしたか。

委員

町内は楽田なのですが。

委員

楽田ですか。私は自治会長として、新しく来た方に必ずこう言います。「いろんな方に世話になるよ。例えばゴミの問題など。ゴミの集積所にしたっているいろいろなことで世話になっていくのだから、自治会に入るのは当然だ。あなたたちもこの町内に来たらそういう活動をしていかないといけない。これが一つのコミュニティですから。」こう言うと皆さん納得してくれます。知らない顔をしていると、先程のような答えが返ってくるのです。うちの方にもワンルームマンションがありますが、マンションの管理人と最初から契約しました。必ず自治会に入ってくださいと。建てる時から念書を交わして、自治会の費用も頂いている。何かあった場合は自治会に協力してくれということです。初めにきちっとした念書を交わしておけば、うまくいくのではないかと思います。私の経験ですが、以上です。

委員長

お二方、連合自治会の会議では、各会長さん方もお悩みというかご苦勞されているので、そういう議論は連合自治会の中であるのですか。

委員

はい、やっております。

委員長

そうですね。是非妙案をお考え頂いて、今の委員さんのご意見に答えるような方策を、是非お考え頂きたいと思います。

はい、ほかにいかがでしょうか。

委員

委員長、よろしいですか。一つだけ提案しておきます。6頁のNo.21、まちづくり推進課から出ております「地区センター利用の促進」、この問題ですけど、現在21年度の実績として16施設ありますが、来年の4月には2か所増え、18施設になります。我々が各連合自治会長にお願いしているのは、地区センターを地区社協活動の拠点にしていた

きたい、ということです。今、ほとんどがそういうふうになってまいりました。先程局長から報告があったのですが、県の拠点整備事業で、かなり補助金がついてきた。それで各地区センターも 50 万円までは使ってくださいということで、地区センターが、いわゆる地区社協の拠点として活動で利用できるようになった。今後ともそういうふうな活動が活発になっていくのだろうと。ですから地区センター利用の促進ということは、各地区社協が活発になっていけば、自然とうまく行くのではないかと思います。既にそういうふうになりつつありますから。

委員長

はい、ありがとうございました。ほかに何かございますか。

それでは、ご質問ご意見ございませんので、今日の大きな問題は、同様の類似な事業が社協と市の方であるのではないかと、そここのところの整理、統合あるいは一体化が可能なのではないかとというようなご意見があって、そのことについては、市の方では、検討するというお答えを頂きました。是非、近々にご検討頂いて、できれば次回の会議で、このような検討をした、というようなお答えが頂ければありがたいと思いますので、鋭意ご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、議案第 1 号「大垣市地域福祉計画の平成 21 年度事業実績について」、並びに議案第 2 号「大垣市地域福祉計画の平成 22 年度事業計画について」、ご承認を頂きたいと思いますが、よろしいですか。

委員

異議なし。

委員長

はい、ありがとうございます。それでは議案第 1 号、第 2 号が承認されました。これで私共が用意しておりました議事は終了いたしました。ほかに事務局のほうからご連絡事項ございましょうか。

事務局
社会福祉課長

事務局からは特にございません。

委員長

ではこれを持ちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上